

公益社団法人大阪聴力障害者協会

入退会及び会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大阪聴力障害者協会（以下「協会」という）定款第5条及び第7条から第10条の規定に基づき、この協会の会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの協会の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(入会手続)

第2条 協会の正会員又は賛助会員になろうとする個人は、入会申込書（第1号様式）を、この協会に提出しなければならない。

- 2 協会への入会申込に疑問点がある場合は、入会を保留とし、次により入会の可否を決定する。
 - (1) 過去に協会の会員であった者で、除名により協会の会員資格を喪失している者は総会で入会の可否を決定する。
 - (2) 事務局が理事会で入会の可否の決定が必要と判断した者は、理事会で入会の可否を決定する。
 - (3) 上記(1)(2)以外の者は入会の可否決定を不要とする。
 - (4) 上記(1)(2)で入会の可否を決定したときは、会長は入会申込者に結果を通知しなければならない。

(会員名簿)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第3号）に登録する。

- 2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。
- 3 会員名簿の居住地を公開しなければならない場合の範囲は、多様な被害を防止する観点から次の通りとする。
 - (1) 政令市は〇〇区までとする。
 - (2) 大阪府各市居住者は〇〇市までとする。
 - (3) 大阪府各郡居住者は〇郡までとする。

(入会金及び会費)

第4条 入会金は無し、会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、次に掲げるところによる。

- 2 正会員の会費は、一人年額1万5千円とする。
この規則上、個人会員と称する。
- 3 賛助会員の会費は、一人年額8千円とする。
- 4 会計年度中（4月1日～翌年3月31日まで）に満16才以上になる者を正会員及び賛助会員とする。ただし高等学校（定時制を除く）及びろう学校高等部本科在籍中の者は除く。
- 5 会費には、組織規則第5条1, 2項で定める大阪市ブロックと大阪府内4ブロックに該当する地域・地区の会員で構成する聴力障害者団体会費一人1千円を含むとする。

(夫婦減額)

第5条 夫婦の双方が正会員である時は会費を一人年額1万3千5百円に減額し、夫婦二人2万7千円を納入する。

この規則上、夫婦会員と称する。

(高齢者減額)

第6条 正会員で、会計年度中に満60才以上になる時は、会費を一人年額1万3千円に減額する。
この規則上、高齢者個人会員と称する。

(高齢者夫婦減額)

第7条 夫婦の双方が正会員であって、いずれか一方が会計年度中に満60才以上になる時は、他

の一方の年齢に関係なく、会費をそれぞれ一人年額1万1千円に減額し、夫婦二人2万2千円を納入する。

この規則上、高齢者夫婦会員と称する。

(学生減額)

- 第8条 正会員で、その会計年度中に学生である者は、会費を年額8千円に減額する。
なお、学生とは、ろう学校専攻科、専門学校、短期大学、大学（夜間部を含む。但し通信制を除く）、大学院に在籍中の者。
この規則上、学生会員と称する。

(特別減額)

- 第9条 正会員資格を有し、生活保護を受けている等の理由による会員は、理事会の承認を得て、会費を一人年額8千円とすることができる。
この規則上、特別会員と称する。

(原則の確認)

- 第10条 親子、兄弟がそれぞれ正会員の時は、また、夫婦の一方が正会員、他の一方が賛助会員の時は、会費の減額は行なわない。

(納入)

- 第11条 会費は、その年度の7月末日までに納入することを原則とし、どんなに遅くともその年度の末までに収めなければならない。
7月末日までに、その年度の会費の納入がない時は、会報その他の文章の送付を停止することができる。
2 新入会員は、入会申込と同時に会費を納めなければならない。

(会費の使途)

- 第12条 第4条から第9条の会費は、一事業年度における合計額の96%以内を当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

(退会)

- 第13条 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。
2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。
3 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を二重取り消し線で抹消する。
4 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を二重取り消し線で抹消する。

(再入会)

- 第14条 過去に協会の会員であった者で再入会を希望する場合には、第2条の規定を準用する。

(規則の改廃)

- 第15条 この規則の改廃は、理事会において総理事の3分の2以上の同意を得て総会の承認を受けなければならない。

(補則)

- 第16条 この規則の施行について必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規則は、協会の設立の登記の日から施行する。